⑶　③の欄は、現に認定を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、現に認定を受けている無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。

⑸　⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

⑹　①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5　申請（届出）書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の十四　無線設備等保守規程認定書の様式（第25条の29関係）　［新設］

無線設備等保守規程認定書

認定の番号	
認定免許人の氏名又は名称	
認定免許人の住所	
認定の年月日	
無線局の免許の番号	
航空機名（登録記号）	
備考	

年　月　日

総務大臣　印

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

別表第五号の十五　無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第25条の31第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

無線設備等保守規程廃止届出書

年　月　日

総務大臣　殿